

【返戻金制度】

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者の本人の都合により出社後3カ月未満で退職した場合、弊社は求職者に受領した紹介手数料のうち次の金額を求職者に変換するものとする。なお、求職者の際による退職、解雇もしくは求職者の脂肪など不測の事態による退職の場合本制度は適用されません。

- ・雇用契約期間が1カ月未満で雇用契約を終了し退職した場合

100%

- ・雇用契約期間が1カ月以上3カ月以内に雇用契約を終了し退職した場合

50%